

令和4年7月6日

特定非営利活動法人消費者支援かながわ 御中

株式会社グラングレス

## 回答書

御法人の2021年8月4日付申入書に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

### 1 「再申入れ事項」1項に対して

新たな利用規約4条4項は、「未成年者は、会員登録の申請を含む本サービスの利用に関する一切の行為につき、親権者等の法定代理人の同意を得た上でこれを行うものとする。未成年者が法定代理人の同意を得た旨の通知又は登録した時点で、本サービスの利用及び本規約の内容について、法定代理人の同意があったものとする。」と規定しているところ、「未成年者が法定代理人の同意を得た旨の通知又は登録した」場合、未成年者が実際に同意を得ていれば同意があったとして問題はなく、また未成年者が実際に同意を得ていなくても民法21条によりその行為は取り消すことができなくなります。

よって、当該規約は消費者契約法10条に反しておらず、新たな利用規約を改訂する必要はないと考えています。

なお、未成年者が会員登録する際には、未成年者が法定代理人の同意を得た旨を登録することになっています。

### 2 「再申入れ事項」2項(1)に対して

新たな利用規約33条1項を、「当社が利用者に対して負う責任は、前条に定める範囲に限られるものとし、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社は、以下の事由により利用者に発生した損害については、一切の責任を負わないものとする。」と訂正し、(13)を「メールの遅延や不具合に起因する場合」、(14)を「金額や日付に関する問題や不具合に起因する場合」と訂正します。

### 3 「再申入れ事項」2項(2)に対して

新たな利用規約5条4項を、「利用者によるID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、当社の責に帰すべき事由がない第三者による不正使用等により契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとする。」と訂正します。

以上